

## 特記仕様書

1. 本業務委託は、北部浄化センター S P 棟流入水路～ポンプ井、A系水処理施設初沈流入共通水路に堆積する土砂等を引き揚げ、公社の指定する中間処理業者へ運搬、引渡しを行う業務委託である。  
(処分は別途契約のため、引き渡しまでを本業務委託範囲とする。)
2. 受注者は業務に先立ち、監督員と十分打ち合わせの上、工程表を作成し、着手するものとする。
3. 業務期間中は、作業開始及び終了時に必ず監督員に連絡すること。
4. 作業にあたって、安全の確保、確認及び監視を行い、災害予防を十分に行うこと。
5. 作業内容
  - (1) 準備工（ポンプ設置、角落し設置、水替、後片づけ、清掃等）  
※ポンプ等仮設材の手配・設置は受託者で行うこと。ただし、角落しは発注者より貸与する。  
浄化センターのプラント機械操作は発注者が行う。
  - (2) 特殊強力吸引車による土砂の引き揚げ
  - (3) 中間処分業者指定処分場への運搬、引き渡し  
指定業者：株式会社ケー・イー・シー  
三重県桑名市福岡町4 7 3－7
  - (4) その他業務目的を達するに必要な作業
6. 施工範囲
  - (1) S P 棟流入水路～ポンプ井、A系水処理施設初沈流入共通水路
7. 提出書類
  - (1) 業務計画書 1 部
    - 1) 業務概要
    - 2) 計画工程表
    - 3) 現場組織表（職務分担、緊急連絡体制等）
    - 4) 主要資材・機材
    - 5) 施工方法
    - 6) 安全管理（保安対策等）
    - 7) 緊急時の体制及び対応
    - 8) その他監督員が指示する事項
  - (2) 業務記録写真 1 部
    - 1) 作業時とし、作業状況が把握できるような黒板等を入れること。
    - 2) A 4 判に収録し、写真内容の解説を記入すること。
    - 3) 写真撮影にはデジタルカメラの使用を可とするが、1 0 0 万画素以上の解像度を有するものとする。

(3) 業務打ち合わせ（協議）議事録 1部

- 1) 公社と、打ち合わせ又は協議を行った場合は、公社の指定する様式で議事録を提出すること。

(4) 業務報告書 1部

- 1) 土砂等搬出量表
- 2) 産業廃棄物マニフェスト（電子マニフェストとする。）
- 3) 作業日報（作業範囲・内容、労務人数）
- 4) 酸素及び硫化水素濃度測定記録

8. 作業内容及び作業時の注意事項

- (1) 北部浄化センターにある完成図書等を参照し、設備をよく理解したうえで作業にあたること。  
そのための完成図書等の貸し出しは可能である。作業内容について理解した後に、施工のための打ち合わせを行い、業務計画書を作成すること。
- (2) 業務の一部を第三者に委託する場合は、現場代理人は、委託した者の監理を確実に行うこと。  
また、監理の方法についての計画書を提出すること。
- (3) 作業を行う際は監督員と事前に十分協議を行い、汚泥処理運転に影響を与えない範囲で作業計画を立てること。
  - 1) 本浄化センターは24時間運転の施設のため、系列毎に作業日を分けて除去作業を行う必要がある。施行順序は監督員指示とする。
  - 2) 作業を行う日の前日及び当日に多量の降雨があった場合は、流入量の増加が予想されるので作業の延期を急遽指示することがある。
  - 3) 何らかの原因により水処理状況が悪化した場合や、機器トラブルがあった場合は、作業の延期を指示することがある。
- (4) 同時期に関連する他工事がある場合は、業者間の連絡を密にし、施工を円滑にすること。
- (5) 清掃に使用する処理水と作業に使用する電気は無償で供与する。

9. 業務範囲の変更

- (1) 土砂設計数量は想定数量であることから、運搬（処分）数量に対し設計数量と実数量との間にかい離が生じた場合は作業範囲の変更等を行う。

10. その他

- (1) 運搬（処分）数量については毎日報告をすること。
- (2) また、最終的に清掃作業を実施した範囲について報告をすること。
- (3) その他、疑義のある場合は、監督員と協議すること。